

業種別技術職員コード表

「5」…5点（技術職員区分：1級） 「4」…4点（技術職員区分：監理補佐） 「3」…3点（技術職員区分：基幹技能者） 「2」…2点（技術職員区分：2級）
 「1」…1点（技術職員区分：その他） 「1※」…1点（実務経験3年） 「1〇」…1点（実務経験5年）

コード	業種	建設業の種類																											
		土	建	大	左	と	石	屋	電	管	夕	鋼	筋	舗	シ	板	力	塗	防	内	機	絶	通	園	井	具	水	消	清
001	法第7条第2号 イ 該当（指定学科卒業＋実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
002	法第7条第2号 ロ 該当（10年の実務経験）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
003	法第15条第2号 ハ 該当（同号イと同等以上）（大臣認定者）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
004	法第15条第2号 ハ 該当（同号ロと同等以上）（大臣認定者）	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
005	令第29条該当	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
111	1級建設機械施工管理技士	5			5								5																
212	2級建設機械施工管理技士（第1種～第6種）	2			2								2																
113	1級土木施工管理技士(注1)	5		1※	5	5	1※			1※	5	1※	5	5			5	1※		1※			1※		5		1※	5	
11H	1級土木施工管理技士補			1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※			1※	1※		1※		1※		1※		1※		1※	1※	
214	2級土木施工管理技士	2		1〇	2	2	1〇			1〇	2	1〇	2	2			1〇	1〇		1〇		1〇		2		1〇	2		
21J	2級土木施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	
215	2級土木施工管理技士			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇			2	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	
21K	2級土木施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	
216	2級土木施工管理技士			1〇	2	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	
21L	2級土木施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇	
120	1級建築施工管理技士(注1)	5	5	5	5	5	5			5	5	5			5	5	5	5	5	1※	5			5	1※	1※	1※	5	
12C	1級建築施工管理技士補			1※	1※	1※	1※	1※		1※	1※				1※	1※	1※	1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	
221				2	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	2	
222	2級建築施工管理技士			2	1〇	2	1〇	1〇		2	2	2			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	2	
223				2	2	1〇	2	2		2	1〇				2	2	2	2	2	1〇	2			2	1〇	1〇	1〇	1〇	
22D	2級建築施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇		1〇	1〇				1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
127	1級電気工事施工管理技士							5												1※								1※	
12E	1級電気工事施工管理技士補																			1※								1※	
228	2級電気工事施工管理技士							2												1〇								1〇	
22F	2級電気工事施工管理技士補																			1〇								1〇	
129	1級管工事施工管理技士								5		1※	1※	1※							1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	
12G	1級管工事施工管理技士補										1※	1※	1※							1※	1※			1※	1※	1※	1※	1※	
230	2級管工事施工管理技士								2		1〇	1〇	1〇							1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
23A	2級管工事施工管理技士補										1〇	1〇	1〇							1〇	1〇			1〇	1〇	1〇	1〇	1〇	
131	1級電気通信工事施工管理技士																					5							
232	2級電気通信工事施工管理技士																					2							
133	1級造園施工管理技士			1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※					1※	1※		1※			5	1※		1※		1※	1※
13D	1級造園施工管理技士補			1※	1※	1※	1※			1※	1※	1※					1※	1※		1※			1※		1※		1※	1※	
234	2級造園施工管理技士			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		2	1〇		1〇		1〇	1〇	
23E	2級造園施工管理技士補			1〇	1〇	1〇	1〇			1〇	1〇	1〇					1〇	1〇		1〇		1〇		1〇		1〇		1〇	1〇

注 意 事 項

資格区分右端の【 】内に記載されている年数は、当該欄に記載されている資格試験の合格後に必要とされている実務経験年数です。資格証等の写しのほかに実務経験証明書（写し可）が必要となります。

（注1）平成27年度までの合格者を、経審で解体工事の技術者として申請する場合、解体工事に関する1年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要です。実務経験を有する場合は実務経験証明書（写し可）を、登録解体工事講習を受講している場合は登録解体工事講習修了証（写し可）を提示してください（前回の経審で提示している場合は不要）。

（注2）技術士（建設部門又は総合技術監理部門（建設））については、合格年度に関係なく、合格後、解体工事に関する1年以上の実務経験又は登録解体工事講習の受講が必要となります。

（注3）工事担任者については、令和3年4月1日以降の試験あるいは養成課程等を経た、第1級アナログ通信及び第1級デジタル通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者又は総合通信の工事担任者資格者証の交付を受けた者に限ります。また、当該資格者証の交付を受けてから3年以上の電気通信工事の実務経験が必要となります。

（注4）職業能力開発促進法に基づく技能検定の等級区分が2級の場合は、合格後3年以上（平成16年4月1日時点で合格している者は1年以上）の実務経験が必要となります。

（注5）民間資格の証明書類は次のとおりです。

- ① 地すべり防止工事者 → 認定証明書
- ② 建築設備士 → 登録証
- ③ 一級計装士 → 合格証書

（注6）平成20年4月1日の建設業法施行規則改正により、新たに登録基幹技能者の制度が設けられました。登録基幹技能者として加点されるには、国土交通省に基幹技能者講習を行う者として登録された機関が発行した登録基幹技能者講習修了証の写しの提出が必要です。

（注7）国土交通大臣が認定した建設技能者の能力評価基準により、レベル3技能者及びレベル4技能者と判定された技能者については、能力評価実施機関が発行する「能力評価（レベル判定）結果通知書」の写しの提出が必要です。

申請日が R8.6.30 まで

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員名簿に記載するレベル3技能者及びレベル4技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木

申請日が R8.7.1 から

認定能力評価基準と当該各基準に対応する建設業

技術職員名簿に記載するレベル3技能者及びレベル4技能者の技能の区分の取扱いについては、次の表の左に掲げる認定能力評価基準ごとに、それぞれ同表の右に掲げる建設業の種類の内いずれかに計上するものとする。

電気工事技能者能力評価基準	電気、電気通信
橋梁技能者能力評価基準	とび・土工、鋼構造物
造園技能者能力評価基準	造園
コンクリート圧送技能者能力評価基準	とび・土工
防水施工技能者能力評価基準	防水
トンネル技能者能力評価基準	とび・土工、土木
建設塗装技能者能力評価基準	塗装
左官技能者能力評価基準	左官
機械土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
海上起重技能者能力評価基準	しゅんせつ、土木
PC技能者能力評価基準	とび・土工、鉄筋、土木
鉄筋技能者能力評価基準	鉄筋
圧接技能者能力評価基準	鉄筋
型枠技能者能力評価基準	大工
配管技能者能力評価基準	管
とび技能者能力評価基準	とび・土工
切断穿孔技能者能力評価基準	とび・土工
内装仕上技能者能力評価基準	内装仕上
サッシ・カーテンウォール技能者能力評価基準	建具
エクステリア技能者能力評価基準	とび・土工、石、タイル・れんが・ブロック
建築板金技能者能力評価基準	屋根、板金
外壁仕上技能者能力評価基準	左官、塗装、防水
ダクト技能者能力評価基準	管
保温保冷技能者能力評価基準	熱絶縁
グラウト技能者能力評価基準	とび・土工
冷凍空調技能者能力評価基準	管
運動施設技能者能力評価基準	とび・土工、造園、舗装、土木
基礎ぐい工事技能者能力評価基準	とび・土工
タイル張り技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
道路標識・路面標示技能者能力評価基準	とび・土工、塗装
消防施設技能者能力評価基準	消防施設
建築大工技能者能力評価基準	大工、建築
硝子工事技能者能力評価基準	ガラス
ALC技能者能力評価基準	タイル・れんが・ブロック
土工技能者能力評価基準	とび・土工、土木
ウレタン断熱技能者能力評価基準	熱絶縁
発破・破砕技能者能力評価基準	とび・土工
建築測量技能者能力評価基準	大工
圧入技能者能力評価基準	とび・土工

さく井技能者能力評価基準	さく井
解体技能者能力評価基準	解体
計装工事技能者能力評価基準	電気、管、機械器具設置、電気通信
土質改良技能者能力評価基準	とび・土工、土木
潜函技能者能力評価基準	とび・土工
住宅建築関連技能者能力評価基準	大工、建築
石材施工技能者能力評価基準	石
斜面防災技能者能力評価基準	とび・土工、さく井
道路等法面保護工事技能者能力評価基準	とび・土工
都市トンネル技能者能力評価基準	土木、とび・土工